

「宗教法人の設立と解散」

日本テンプレヴァン(柳井上拓郎)

「宗教法人の設立」

宗教法人を新たに設立する場合には所轄庁の認証を受けなければなりません。

宗教法人法第一条には、宗教団体が礼拝施設やその他の財産を所有し、これらを維持運用し、その他その目的達成の為に業務及び事業を運営する事に資する為、宗教団体に法人格を与える事を目的とした法律とあります。また宗教団体の要件としては、教義をひろめ、儀式行事をおこない、信者を教化育成し、礼拝の施設を備える事とあります。ちなみにこの要件は宗教法人が存続する為の条件でもある為、いずれかが欠けた場合には、すみやかに再建するか、そうでなければ法人を解散する必要があるとされています。そしてこれらの要件を個々の宗教法人で所定の手続きを経て作成し、所轄庁に認証を受けたものとして宗教法人規則(寺院規則とも言います)というものがあります。宗教法人の日常の運営においては、この規則に従っておこなわれる事が求められております。規則に定めてある内容

と相違した場合、すみやかに規則を実情に合うように変更手続きをおこなうか、規則に合わせた実態に運営方法を変更する必要があります。万が一規則を紛失してしまった場合には、所轄庁に相談の上、規則の謄本の交付を受けて下さい。ここまで宗教法人の設立・要件・規則・運営について簡単にお伝え致しましたが、ほとんどの方がご承知の事でしょうし、日々問題なく寺院運営をおこなわれている事かと思えます。ご住職が何代も継承されているご寺院では、新設の手続きをおこなわれた方が少ないとは思いますが、宗教法人の設立は昨今ハードルの高いものとなっております。所轄庁でも「宗教法人の設立の相談」があるようですが、前述の要件を満たしていない、実際には宗教活動がおこなわれていない、礼拝施設を所有していないなどの理由で、認証されないケースが多いようです。また新たに宗教法人としての認証を受けられないのであれば、宗教法人格を買収しようと考えられるものもあり、仲介する業者がいる事も事実です。文化庁や都道府県では、不活動宗教法人などが売買されぬよう、包括宗教団体(宗派など)へ通達をし、吸収合併や任意解散をおこない、整理を進めておりますが、消滅する宗教法人の金

銭的負担などが大きく、思ったように進んでいないのが実情のようです。

「宗教法人の解散」

宗教法人の解散には、法人としての運営が困難などの理由でおこなう任意解散と、裁判所へ請求しおこなう解散命令とあります。任意解散では自ら規則に従って解散手続きをおこなうのに対して、解散命令では、法令に違反して著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為や、宗教団体の目的を著しく逸脱した行為を理由として、裁判所が所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権で、その解散を命ずることが出来る場合があります。(宗教法人法第八十一条)最近では世界平和統一家庭連合(旧統一教会)に対して、文化庁が解散命令の請求を東京地方裁判所へおこないました。質問権を行使し、慎重に審議し請求に至った訳ですが、過去に解散命令を受けたオウム真理教や明覚寺(和歌山県)のよに、重大な法令違反(殺人や霊感商法などの詐欺行為)で法人関係者の刑罰が確定した場合と違い、疑いの段階での解散命令請求の為、今後の動向を見守りたいと思えます。